

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年9月2日	帝産京都自動車株式会社(法人番号7130001011200)代表者難波潔	京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町1番地	本社	京都府京都市南区上鳥羽仏現寺町1番地、6番地、7番地、8番地、9番地、10番地	輸送施設の使用停止(44日車)	道路運送法第13条	令和6年4月4日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	5	5
令和6年9月2日	伏見タクシー株式会社(法人番号2130001015569)代表者松岡弘樹	京都府宇治市槇島町千足64-4	北営業所	京都府京都市左京区修学院十権寺町13番地	輸送施設の使用停止(44日車)	道路運送法第13条	令和6年3月25日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	5	5
令和6年9月3日	ワンコイン八尾株式会社(法人番号9122001022192)代表者大石益沢	大阪府八尾市垣内1丁目54番地	本社	大阪府八尾市垣内1丁目54	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和6年9月3日	東京・日本交通株式会社(法人番号8120001241565)代表者古川篤志	大阪府大阪市福島区福島6丁目2番6号802号	本社営業所	大阪府大阪市福島区福島六丁目5番11号	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和6年9月10日	タックン大阪株式会社(法人番号2120001124651)代表者大沼仁洪	大阪府大阪市城東区今福東1丁目9番37号	本社	大阪府大阪市城東区今福東1丁目9-37	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第20条	令和6年5月15日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)	1	1
令和6年9月19日	タイヤ交通株式会社大阪(法人番号1120001052218)代表者山田正弘	大阪府大阪市城東区新喜多1丁目3番7号	本社	大阪府大阪市城東区新喜多1丁目3番7号	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年6月27日及び同年7月17日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和6年9月19日	小西 明男	京都府向日市	木村タクシー	京都府向日市	輸送施設の使用停止(44日車)	道路運送法第13条	令和6年4月2日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	5	5
令和6年9月19日	梅田 雅己	京都府京都市伏見区	京みやびタクシー	京都府京都市伏見区	輸送施設の使用停止(44日車)	道路運送法第13条	令和6年5月27日、苦情を端緒として調査を実施。1件の違反が認められた(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	5	5

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年9月27日	東京・日本交通株式会社(法人番号 8120001241565)代表者古川篤志	大阪府大阪市福島区福島 6丁目2番6号802号	本社営業所	大阪府大阪市福島区福島六丁目5番11 号	輸送施設の使用停止 (44日車)	道路運送法第13条	令和5年3月27日、苦情を端緒として監査を実施。1 件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反 (道路運送法第13条)	5	5
令和6年9月27日	株式会社エニーウェア(法人番号 4120001251790)代表者良元現雄	大阪府大阪市生野区桃谷 4丁目7番28-201号	本社営業所	大阪府大阪市平野区加美南2-3-34	輸送施設の使用停止 (44日車)	道路運送法第13条	令和6年4月23日、苦情を端緒として調査を実施。1 件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反 (道路運送法第13条)	5	5